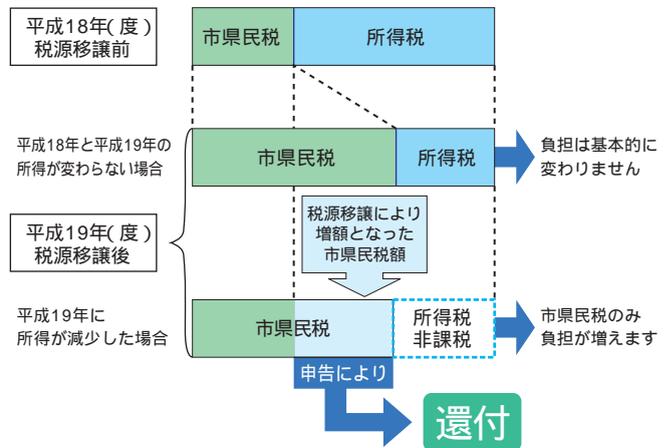


平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった人に対する減額措置

適用を受けるには、申告が必要となります

税源移譲により多くの人は所得税が減少し、住民税が増えています。平成18年分の所得税は課税されていたものの、平成19年分の所得が減少して、平成19年分の所得税が課税されなかった人は、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けてしまいます。このような人については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

詳しくは下記の「具体的に対象となる人」をご覧ください。



減額の適用を受ける人は、

7月1日～31日までに平成19年1月1日現在にお住まいの市町村(平成19年度の住民税が課税された市町村)へ申告書を提出してください。

具体的に対象となる人

平成18年分の所得税は課税されていたものの、出産や病気のため長期休職されていた人、定年退職や依願退職をされた人、自営業で業績悪化のため大幅に減収された人などで平成19年分の所得税が課税されなかった場合が対象になります。

具体的には次のと のいずれにも該当する人

平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く。)が
 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額を超える人
 平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税を含む。)が
 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額以下の人

人的控除額とは、基礎控除、配偶者控除、扶養控除など、人に着目した所得控除のことをいいます。

平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない人には、この減額措置は適用されません。人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の所得控除額の増加や住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人は、対象とはなりません。

課税所得金額とは、収入金額から必要経費等(給与所得は給与所得控除)と所得控除を差し引いた後の金額です。

所得税と住民税の人的控除額の差額一覧表

控除名	所得税	住民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
老人配偶者控除	48万円	38万円	10万円
一般扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円
老人扶養控除	48万円	38万円	10万円
同居老親等扶養控除	58万円	45万円	13万円
障害者控除	27万円	26万円	1万円

控除名	所得税	住民税	差額
特別障害者控除 (同居扶養の場合の特別加算額)	40万円 (35万円)	30万円 (23万円)	10万円 (12万円)
寡婦(寡夫)控除	27万円	26万円	1万円
特別寡婦控除	35万円	30万円	5万円
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円
配偶者特別控除(抜粋)			
配偶者の合計所得金額 380,001円～399,999円	38万円	33万円	5万円
配偶者の合計所得金額 400,000円～449,999円	36万円	33万円	3万円

減額の計算方法

次の から を控除した額を、平成19年度分の住民税より減額することとなります。

税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額

税源移譲前の税率を適用した税額

申告の際に、ご自身で計算を行う必要はありません。

平成19年度の住民税を既に納付されている人には、減額分を還付します。

- = 平成19年度分の住民税から減額する額

申告の方法

この条件に該当する人は、7月1日～31日までの間に、平成19年1月1日にお住まいの市町村(平成19年度の住民税を納めた市町村)に申告をすることによって適用されます。

他の市町村から転入された人は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

【問い合わせ先】 税務課市民税係 ☎72-2111 内線124・125

建設業者、宅地建物取引業者の皆さんへ

保険加入等の準備はお済ですか？

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月1日から施行されます。この日以降に引き渡す新築住宅には、瑕疵担保責任の履行のための、保険加入か保証金の供託が必要です。特に保険は工事中に検査を行うので、着工前の申込みが必要です。あらかじめ準備を忘れないようにしてください。(保険法人の指定および紛争処理体制の整備は平成20年4月1日から施行)

住宅瑕疵担保履行法への対応スケジュールは？

注意



請負契約または売買契約が平成21年10月より前でも引渡が平成21年10月以降となる場合には、保険への加入または保証金の供託が必要です。

特に保険加入の場合には工事中に検査を受ける必要があるため、着工前に保険法人に申込まなければなりません。

保険法人は平成20年4月以降に指定される予定です。

対応スケジュール



❗ 保険加入のためには、着工前の申込みが必要です。

❗ 工事遅延や売れ残り等にも十分に留意して、保険加入を検討する必要があります。

問い合わせ先 県住宅計画課計画係 ☎092-643-3732